

2. 母子家庭等支援施策の体系

母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、
「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ・個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・準備講習付き職業訓練の実施等

養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進

経済的支援

- ☆児童扶養手当の支給
- ・自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎については、父子家庭も対象。

○は、平成21年度から事業の一部に関して、☆は、平成22年8月から父子家庭も対象。

母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	44か所 (93.6%)	15か所 (100.0%)	24か所 (64.9%)	97か所 (12.7%)	180か所 (22.1%)
平成19年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	26か所 (74.3%)	117か所 (15.2%)	206か所 (23.8%)
平成20年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	25か所 (64.1%)	135か所 (17.5%)	222か所 (25.4%)
平成21年度	45か所 (95.7%)	18か所 (100.0%)	25か所 (61.0%)	162か所 (20.8%)	250か所 (28.3%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

母子家庭に対する主な就業支援について

母子家庭の母等に対する支援

就業相談・職業紹介等

マザーズハローワーク事業 (148か所→163か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (55か所)

- 福祉分野（介護・医療・保育）について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者の利用が見込まれるハローワークにおいて、介護分野に関心を持つ者等に対する職業情報の提供等及び必要に応じた「福祉人材コーナー」への誘導等の支援を行う。

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公共職業訓練の受講指示

就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施

- 就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施

就労意欲喚起等支援事業

- 生活保護受給者に対して、就労意欲喚起のためのカウンセリング、就職活動支援、離職防止支援等を行う。

母子自立支援プログラム策定等事業

- 個々の母子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 離職者訓練の充実
[定員]22万人(22年度)
- 託児サービスを付加した委託訓練の実施

職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援

- 座学と企業内における実習を組み合わせた訓練を実施

母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施

- 全国4か所（宮城、東京、神奈川、大阪）で実施
- 保育サービスを併せて提供

準備講習付き職業訓練

- 自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練の実施

職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。
- 母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制を充実（研修経費、託児場所の借り上げ費用等）し、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。

緊急人材育成・就職支援基金

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練の実施
- 職業訓練期間中の生活給付
(月10万円、扶養家族を有する場合は月12万円) ※一定の支給要件あり

在宅就業の支援

- 情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供
- 在宅就業者に対するスキルアップ支援
- 在宅就業に関する相談対応
- ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対する支援の実施

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等技能訓練促進費等事業

- 2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
[月額]103,000円
(市町村民税非課税世帯は51,500円)
- 平成20年度第2次補正予算により支給期間を最後の1/3の期間から後半1/2の期間までに延長。
- 平成21年度1次補正予算により、平成21年6月分から、
・支給額の引上げ
市町村民税世帯103,000円→141,000円
非課税世帯 51,500円→70,500円
・支給期間の延長
最後の1/2の期間→全期間
を実施

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。

母子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭等の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け
- 20年12月から、生活資金について、3か月相当額の一括貸付けを可能にするのと同時に、生活安定貸付期間における無利子枠の拡大を実施
(月額2万円、累計48万円
→ 月額4万円、累計96万円)
- 21年6月から貸付利率の引下げ及び連帯保証人がいない場合も貸付を可能とした。

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有機労働者について、給付日数を増
- 解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数を60日分延長

再就職手当

- 早期に再就職した場合に支給する再就職手当の給付率の引上げ
給付額：基本手当日額×支給残日数×3/10 (→4/10又は5/10)

受給資格要件の緩和

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成
- 20年度補正により中小企業に対する支給額を60万円から90万円に増額

試用雇用(トライアル雇用)奨励金

- 母子家庭の母等をハローワークの紹介により試用雇用(3か月以内)する事業主に対して月額4万円を支給

中小企業雇用安定化奨励金

- 中小企業事業主が就業規則等に有期契約労働者を正社員に転換する制度を導入し、1人以上正社員に転換させた場合、35万円を支給
- 転換制度導入後、3年以内に3人(母子家庭の母等を含む場合は2人)以上正社員に転換した場合、1人当たり10万円(母子家庭の母等は15万円)を10人まで支給

短時間労働者均衡待遇推進等助成金

- 短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出た場合に助成30万円(中小規模企業は40万円)
- 上記に加え、2人~10人目の利用者が出た場合に各15万円(中小規模企業は20万円)

両立支援レベラアップ助成金

- 子育て期の短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合、事業主に支給
- 小学校就学前(100人以下企業は3歳)までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度があり、労働者が6か月以上利用した場合
100人以下企業 1人目100万円、2~5人目各80万円
101~300人企業 1人目50万円、2~10人目各40万円
301人以上企業 1人目40万円、2~10人目各10万円

※黒字に白抜の事項が母子家庭に係る特別対策